

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年1月12日(2012.1.12)

【公表番号】特表2011-506296(P2011-506296A)

【公表日】平成23年3月3日(2011.3.3)

【年通号数】公開・登録公報2011-009

【出願番号】特願2010-536476(P2010-536476)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/88 (2006.01)

A 6 1 K 8/365 (2006.01)

A 6 1 K 8/37 (2006.01)

A 6 1 K 8/92 (2006.01)

A 6 1 K 8/362 (2006.01)

A 6 1 Q 1/10 (2006.01)

A 6 1 Q 1/04 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/88

A 6 1 K 8/365

A 6 1 K 8/37

A 6 1 K 8/92

A 6 1 K 8/362

A 6 1 Q 1/10

A 6 1 Q 1/04

【手続補正書】

【提出日】平成23年11月17日(2011.11.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

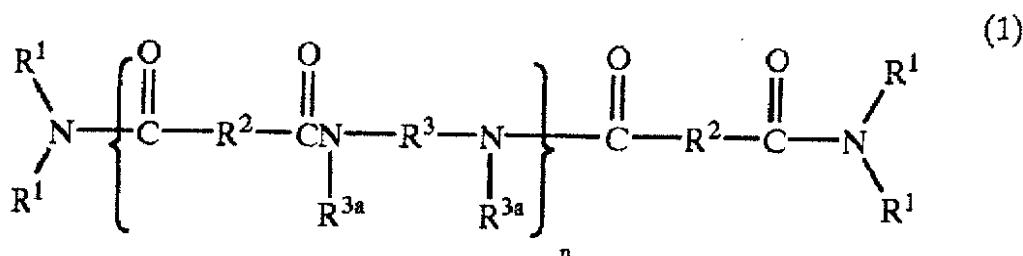
【請求項1】

生理学的に許容される媒体中に、

(a) 第3級アミドまたはエステル官能基を有する末端基を有する少なくとも1種のポリアミド樹脂であって、

式(1)：

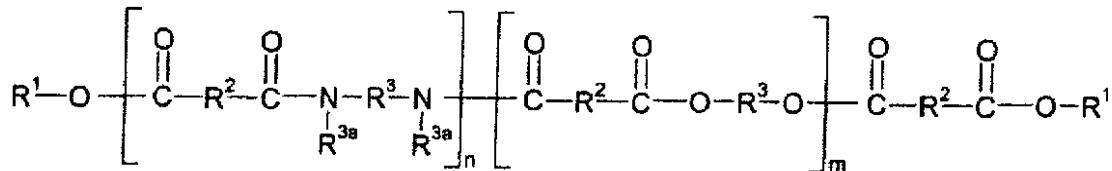
【化1】



又は、

式(2)：

## 【化2】



(2)

(式中、

nは、末端アミド基が樹脂のアミド基の全数の10%から50%を占めるようにする、繰返し単位の数を表し、nは1~10、好ましくは1~5の範囲にあり、

R<sup>1</sup>基は独立に、C<sub>1</sub>~C<sub>22</sub>の炭化水素系の基を表し、

R<sup>2</sup>基は独立に、C<sub>2</sub>~C<sub>42</sub>の炭化水素系の基を表し、

R<sup>3</sup>基は独立に、少なくとも2個の炭素原子と、任意選択で、1個または複数の酸素原子および/または窒素原子とを含む有機基を表し、

R<sup>3a</sup>基は独立に、水素原子、C<sub>1</sub>~C<sub>10</sub>アルキル基、もしくはR<sup>3</sup>との直接結合を表す、または、それらが結合している窒素原子とR<sup>3</sup>とを含む複素環と一緒に形成している)

で示される1種または複数のコポリマーを含む、ポリアミド樹脂；

(b) エイコサン二酸と、ベヘン酸によりエステル化されたグリセロールとのジエステルである、少なくとも1種のエステル；ならびに

(c) パラフィンワックス、ポリメチレンワックス、ポリエチレンワックス、ポリプロピレンワックスまたはエチレン/プロピレンコポリマーワックス、マイクロクリスタリンワックスおよびオゾケライト、ならびにこれらの混合物から選択される、少なくとも1種の無極性ワックス

を含む化粧料組成物。

## 【請求項2】

末端アミドもしくはエステル基が、樹脂のアミド基およびエステル基の全数の15%から40%、好ましくは20%から35%を占める、請求項1に記載の組成物。

## 【請求項3】

R<sup>1</sup>基の少なくとも1つ、好ましくは全てが、4から22個の炭素原子、好ましくは16から22個の炭素原子を含むアルキル基またはアルケニル基である、請求項1又は2に記載の組成物。

## 【請求項4】

R<sup>2</sup>基の少なくとも1つ、好ましくは少なくとも50%、もしくは全てさえもが、2から42個、好ましくは30から42個の炭素原子を含むアルキレン基またはアルケニレン基である、請求項1から3のいずれか一項に記載の組成物。

## 【請求項5】

R<sup>3a</sup>が水素を表す、請求項1から4のいずれか一項に記載の組成物。

## 【請求項6】

R<sup>3</sup>が、-NH-(CH<sub>2</sub>CH<sub>2</sub>NH)<sub>p</sub>CH<sub>2</sub>CH<sub>2</sub>-NH-基（ここで、pは1から5の整数である）などのポリアルキレンアミン基を表す、請求項1から5のいずれか一項に記載の組成物。

## 【請求項7】

前記樹脂が、ポリスチレンによる較正を用いるゲル浸透クロマトグラフィーによって求めて、500から6000g/mol、好ましくは4000から6000g/mol、さらに良好には4000から5000g/molの範囲の重量平均分子量を有する、請求項1から6のいずれか一項に記載の組成物。

## 【請求項8】

ポリアミド樹脂が、組成物の全重量に対して、1重量%から30重量%、好ましくは1重量%から20重量%、より好ましくは5重量%から15重量%、さらに良好には8重量%から12重量%を占め、

エステル(b)が、組成物の全重量に対して、0.01重量%から30重量%、好ましくは1重量%から20重量%、より好ましくは5重量%から15重量%、さらに良好には8重量%から12重量%を占め、

無極性ワックスが、組成物の全重量に対して、0.01重量%から40重量%、好ましくは1重量%から30重量%、より好ましくは5重量%から20重量%、さらに良好には8重量%から12重量%を占める、請求項1から7のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項9】

無水である、請求項1から8のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項10】

請求項1から9のいずれか一項に記載の組成物を、唇に局部適用することを含む、唇のメイクアップのための化粧方法。